

第五次輝く未来計画

人権・同和教育推進5ヵ年計画

<2021（令和3）年度から2025（令和7）年度まで>

「一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、差別や偏見のない住みよいまち」をめざして



人権・同和教育啓発の合言葉

一人ひとりがまず一歩！ 差別を「なくす」行動を！

栗 東 市 教 育 委 員 会

市 民 憲 章



わたくしたちは、緑と文化のまち栗東市の住民であることに、喜びと誇りをもって、この憲章を定め、あすへの繁栄と幸福を願い進んでこれを守ります。

- 一、自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- 一、教養をたかめ、豊かな文化の創造につとめましょう。
- 一、若い力を伸ばし、すこやかな青少年を育てましょう。
- 一、心とからだを鍛え、幸せな家庭をつくりましょう。
- 一、隣人互いに助け合い、住みよいまちをきずきましょう。

栗 東 市 人 権 擁 護 都 市 宣 言

人権とは人間が幸せに生きていく権利で、すべての人が生まれながらにもっている基本的な権利です。

わたくしたち栗東市民は、日本国憲法や世界人権宣言の理念にのっとり、一人ひとりの基本的人権を永久の権利として尊重し、すべての市民が平等に生きる権利を保障する。

よって、正しい人権意識の高揚に努め、不断の努力と実践により、相互の人権を擁護するため、ここに栗東市を『人権擁護都市』とすることを宣言する。

平成3年3月22日

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
I. 計画策定の主旨・・・・・・・・・・・・・・・・	3～5
II. 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・	6～7
1. 第四次「輝く未来計画」の成果	
2. 現状と課題	
III. 計画の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	8～10
1. 推進体制の強化と関係機関・団体との連携の充実	
2. 啓発資料の作成と効果的な活用	
3. 地区別懇談会（人権尊重と部落解放をめざす地区別懇談会）の効果的な推進と内容の工夫	
4. ひだまりの家を拠点にした教育の充実および近隣地域との交流の促進	
5. 学校・園の人権・同和教育の充実	
6. 企業内における人権・同和教育の推進	
7. 市民参画のつどい、研修会等の設定	
8. 行政職員・教職員の責務と自覚	
IV. 具体的な推進方法・・・・・・・・・・・・・・・・	11～14
1. 5年間の啓発目標の設定	
2. 具体的な啓発の進め方	

は じ め に

栗東市では 21 世紀を「人権の世紀」として、部落差別問題をはじめ、さまざまな人権問題の解決にむけて各種の教育啓発活動を展開してきました。2020 年 8 月には、本市の 20 歳以上の市民 3,000 名を対象としました「人権・同和問題に関する住民意識調査」を実施しました。その中で、「さまざまな人権問題の解決には、人を信頼し、認め合える豊かな人間関係づくりが大切である」や「差別を共になくそうとする態度を身につけたい」といった考えの市民が 75%以上いることがわかりました。しかし、「部落差別問題学習は、部落差別を知らない人にまで知らせることになり、差別を広げている」や「部落差別は、大げさに取りあげることでもない」といった考えの市民の割合はまだまだ多く、部落差別や人権問題についての現状とその不当性についてより深く理解し、正しい行動ができるように、継続した取り組みが必要であると再確認しました。また、部落差別について「学校の授業でおそわった」と約 45%の市民が回答しており、5 年に一度の調査ごとに割合が高くなっています。学校での人権・同和教育がさまざまな人権問題の解決に大きな役割を果たすものと考えています。

本年度より人権・同和教育推進 5 カ年計画「第五次輝く未来計画」が始まります。今までの成果と課題をふまえつつ、学校・園、企業や地域、家庭が連携して、人と人とのつながりを広げ、人権・同和問題の正しい理解と認識のもと、人権が尊重され、差別のない、誰もが安心して過ごせる社会の実現をめざします。そして『一人ひとりがまず一歩！差別を「なくす」行動を！』を合言葉に、差別をなくす具体的行動が展開されるよう推進していきます。

「十里まちづくり事業」については、知らない人も増えてきています。地域総合センターとして「ひだまりの家」を活用する中で、その役割や設置目的等を正しく周知し、「十里まちづくり事業」の意義や思いを啓発していくことにより、「ねたみ」意識や対象地域への偏見等を払拭する取り組みを展開していきたいと考えています。

現在、全世界で新型コロナウイルスの感染が心配される中、感染への不安から、罹患者や医療従事者等への誹謗中傷や偏見、差別が起こっています。不安が差別を生み、差別が病気を生むという負のスパイラルを断ち切るためにも、正しい知識、人権感覚を育んでいきたいと願っています。

このような取り組みにより、一人でも多くの市民が「お互いを認め合い、つながりを広げ、学びを深める」ことで、「一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、差別や偏見のない住みよいまち」づくりをめざしていきます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました多くの関係者や市民の皆さまに心よりお礼を申し上げます。

2021（令和 3）年 4 月

栗東市教育委員会

教育長 福 原 快 俊

人権・同和教育推進５ヵ年計画

I. 計画策定の主旨

本市では、２０２０（令和２）年度より第六次栗東市総合計画の中で目指すまちの姿として「いつまでも 住み続けたくなる 安心な元気都市 栗東」を掲げ、暮らしの安心を支える施策として「人権・平和の推進」を行うこととし、「同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けた取り組みにより、差別を許さない風土が醸成され、一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、差別や偏見のない住みよいまち」になっていくことをめざしています。また、各種課題解決に向けて「人権擁護計画」に基づき取り組みを推進します。

日本国憲法第１１条では「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として現在及び将来の国民に与えられる」（基本的人権の享有）と定めています。すべての国民がすべての人権を享有するというこの規定は、あらゆる差別を解消していく上で重要な意味をもっています。

さらに、第１２条では「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなくてはならない。…（以下略）」と述べています。基本的人権をすべての国民のものとするためには、人権意識を高めるための国民の自主的、主体的な学習が必然的であり、ここに啓発活動の推進の必要性が問われると言えます。

同対審答申の前文では「いうまでもなく同和問題は、…日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題」「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と述べられており、すべての国民の市民的権利が完全に保障されるためにも、啓発活動が重要な課題となっています。また、人権教育・啓発に関しては、２０００（平成１２）年１１月の臨時国会で制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の中で、国・県・市町村における行政としての推進計画の策定を求めています。

そして、２０１６（平成２８）年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「部落差別解消推進法」という）、が相次いで施行されました。この中の「部落差別解消推進法」第一条では、「この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、…（以下略）」とされており、部落差別の存在を明確にしたうえで、国及び地方公共団体の責務、相談体制の充実、教育及び啓発、実態に係る調査について示されています。

これまで本市では、１９７４（昭和４９）年、市の同和教育推進長期計画以来、総合計画の重要な柱に、部落差別（同和問題）の解決を位置づけ、市民憲章の精神に沿い、住みよい明るいまちづくりに向けて取組を進めてきました。１９８１（昭和５６）年に「第一次ピラミッド計画」を策定し、５年ごとに見直ししながら、部落差別（同和問題）の解決のための教育・啓発を継続してきた。その後、１９９１（平成３）年３月に「栗東市人権擁護都市宣言」を行い、議会において「同和問題の解決に向けた部落解放基本法の制定を求める決議」も採択しています。また、平成８年３月議会において「栗東市人権擁護に関す

る条例」が可決され、市民一人ひとりの参加による人権擁護都市の確立を図り、あらゆる差別のない、心豊かで住みよいまちの実現に寄与するため、「第二次～第四次ピラミッド計画」、「第一次～第四次輝く未来計画」の推進を図ってきました。またこの間、１９９８（平成１０）年に「栗東市人権教育のための国連１０年推進本部」を設置し、「人権教育のための国連１０年栗東市行動計画」（１９９８（平成１０）年１０月１日～２００９（平成２１）年３月３１日）を策定しました。

しかし、予断と偏見による差別事象・事件の発生や、就学・就労・結婚問題、差別落書き、土地差別や差別発言、インターネットや SNS 上での人権侵害等、解決されたとは言い難い現状が続いています。従って、今までの「ピラミッド計画」、「輝く未来計画」に基づき展開してきた人権・同和問題に関する教育・啓発の成果と課題を整理しつつ、多様性を認め合い、包摂的（様々な立場の一人ひとりを含め大切にすること）でぬくもりに満ちた社会、相手の立場になって考え、行動できる人が育つ社会の実現に向けて、次の点に留意し取り組みます。

- ① 人権と非差別、平和な社会、多様性の尊重による国際的な人権意識の高まりの中で、広く市民に対して人権意識の定着高揚を図るとともに、部落差別（同和問題）とあらゆる人権問題（女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等）の関連性を明らかにしながら、部落差別のきびしい現実学ぶ意識の醸成に努めます。
- ② 部落差別（同和問題）の解決及び人権の確立をめざすため「いつまでも 住み続けたい なる 安心な元気都市 栗東」（第六次栗東市総合計画）の中に「多様性を認め合い、快適で安全に暮らし続けられるまち」を柱として位置づけ、一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、差別や偏見のない住みよいまちの実現に向けた教育・啓発を充実強化します。
- ③ 部落差別（同和問題）に関する知識理解だけにとどまらず、望ましい生き方や主体的な行動に結びつく取組として、自らを振り返り、差別を温存させている不合理なものの見方、考え方がないか見直ししながら、あらゆる差別をなくしていく実践力を養う機会の充実に努めます。
- ④ インターネットや SNS での差別・偏見の実態をふまえながら、市民の部落差別（同和問題）に対する理解・認識の程度等に応じたきめ細かな啓発活動を展開します。正しい情報を広く提供するとともに、一定、理解ある人には一層の理解の促進を図ります。また、誤った意識・情報を持っている人には、ねばり強く正しい理解を求めていくことを啓発の目標として取り組みます。
- ⑤ 「十里まちづくり」の教材化をはじめ、*対象地域住民の自立・連携に向けた様々な自主的活動を取り上げ、他地域と交流を深めることによって、予断と偏見に基づく対象地域に対する差別意識の解消を図ります。

※対象地域…旧地域改善対策特別措置法(1982(昭和57)年法律第16号)第1条に規定する地域

- ⑥ 今日、なお跡を絶たない差別事象について、その要因と背景を明らかにしながら関係機関・団体が連携しつつ、二度と繰り返さないよう市民の啓発に生かしていきます。
- ⑦ 「栗東市人権擁護に関する条例」制定の主旨の徹底を図るため、啓発の役割を担う行政職員は、部落差別の解消を推進することが行政の責務であるとの認識に立って、主体的に研鑽しながら、自らを変革し、市民の人権意識を醸成する実践力を培います。

＜「第五次輝く未来計画」の年表＞

2016年 (H28)	2017年 (H29)	2018年 (H30)	2019年 (R1)	2020年 (R2)	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	2024年 (R6)	2025年 (R7)
第四次輝く未来計画									住民 意識調査
				住民 意識調査	第五次輝く未来計画				

Ⅱ．計画策定の背景

Ⅰ．第四次「輝く未来計画」の成果

- ① 「人権尊重と部落解放をめざす地区別懇談会」（以下「地区別懇談会」という）については、ほとんどの自治会で開催でき、人権・同和問題の「学習の場」として定着しています。自治会の中には、複数回開催し、継続的、体系的に学習を深めている自治会も見られます。
※ 2020（令和2）年度は、コロナ禍のため、全自治会中止としました。
- ② 地区別懇談会では、「聞く・観る」という学びから、人権啓発教材「輝く未来」を用いる等、自分の思いや被差別体験を「話す・考える」という人権ワークショップ形式の学びを推進し、主体的、自主的な行動に移行していこうとする取組が浸透してきました。
- ③ 階層的な研修や、現代社会で顕在化してきたインターネットや SNS に関する差別についての実情を講座で学ぶことにより、時代や社会情勢に応じた差別解消への手立てを学ぼうとする市民が増えてきました。
- ④ 市内外の差別事象から要因や背景に学ぶことによって、自分の中の差別意識を見つめようとする市民が増えつつあります。
- ⑤ 自らの課題を明確にして人権教育・啓発に取り組む自治会もあり、対象地域との交流が深まっています。
- ⑥ 事業所人権教育推進協議会を中心として、企業における人権・同和問題の解決に向けた研修の拡大が図られてきました。また、事業所人権教育推進協議会主催の研修会では、参加体験型研修等、内容や形態の創意工夫が見られます。
- ⑦ 人権擁護委員や人権擁護推進員、人権・同和教育推進協議会員等、主体的に人権啓発に携わる活動が見られます。
- ⑧ 市民や教職員、行政職員の中から人権・同和问题解決に向けて啓発活動に加わる人が増えつつあります。
- ⑨ 「人権・同和教育基準年間指導計画」による取組や「人権啓発作品集『ひびき』」、人権啓発教材「輝く未来」、人権啓発資料「輝く未来」等の発行を通して、きめ細かい教育・啓発の推進ができました。

2. 現状と課題

- ① 「十里まちづくり事業」への取組については、事業自体を知らない人もいます。また、知っている人の中には、「ねたみ意識」や「寝た子を起すな」的な考えもあり、対象地域に対する差別や偏見等が今なお根強く残っていることから、「十里まちづくり事業」への正しい理解と認識が得られるよう努めます。
- ② 市民の中には対象地域についてマイナスのイメージが伝わったり、誤った認識を持ったりしている人も見られることから、改めて地区別懇談会をはじめとする各種研修会の機会を生かして、部落差別（同和問題）についての正しい理解と認識が得られるように取り組む必要があります。また、人権が尊重される社会づくりにむけた教育・啓発を一層推進する必要があります。
- ③ 地区別懇談会をはじめとする各種啓発活動への参加者に固定化の傾向が見られます。参加者は、懇談会や研修会の有用性を実感していることから、はじめて参加する人が増えるように懇談会・研修会の内容を検討するとともに、時代や社会の変化に応じた啓発の在り方を工夫する必要があります。
- ④ 市民がさまざまな人権問題を自らの課題として受け止め、一人ひとりのちがいを認める多様性の尊重ができるように、ワークショップ等参加体験型学習をこれまで以上に取り入れる等、これまで積み上げてきた学習形態も大切にしながら、研究・開発に努めます。
- ⑤ 人権・同和教育推進協議会、人権擁護委員会、人権擁護推進協議会、事業所人権教育推進協議会等の連携を深め、市民組織による自主的運営・主体的活動を進めます。
- ⑥ 地域総合センターとしてのひだまりの家の取組を知らない市民もいることから、周知する機会を増やす必要があります。さらに、啓発の発信元として幅広い情報提供に基づいたぬくもりのある教育・啓発に努めます。
- ⑦ 市民は、人権が尊重される社会の必要性を感じていることから、行政職員や教職員は部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすため、「その地域の実情に応じ、必要な教育及び啓発を行うよう努める」必要があります。
- ⑧ 様々な研修機会における若年層の参加割合が低く、インターネットやSNSによる差別・偏見への対応を学ぶ等、若者を意識した啓発に努めます。
- ⑨ 感染症拡大、大規模自然災害等の非常時における差別や偏見に対する対応では、状況に応じ、迅速に市民への啓発に努めます。

Ⅲ．計画の内容

市民一人ひとりが人権・同和問題に対する正しい理解と認識を深め、人権尊重のまちづくりに向けた実践を推進していくためには、効果的な啓発活動の展開が必要です。

そのため、これまでの「ピラミッド計画」や「第四次輝く未来計画」の成果と課題をふまえ、人権・同和教育推進上の課題を解決するため、関係する機関・団体が連携を図り、計画的・継続的に本市人権・同和教育推進の方向づけをすることが大切です。

Ⅰ．推進体制の強化と関係機関・団体との連携の充実

- ① 人権・同和教育推進協議会等の市民組織の充実を図り、部落差別問題をはじめとするあらゆる人権問題を、市民一人ひとりが人として解決すべき問題として捉えられるように工夫します。
- ② 企業内における研修が効果的に実施できるよう、事業所人権教育推進協議会の組織及び活動の活性化を図るとともに、事業所内公正採用選考・人権啓発担当者の資質の向上に努めます。
- ③ ひだまりの家やコミュニティセンター、図書館等を拠点とした啓発活動をより充実させ、人権意識に根ざした日常の業務の遂行と実践を図ります。
- ④ 各種団体、自主活動グループ等の活動では、人権・同和教育の研修・啓発体制の確立を図ります。

Ⅱ．啓発資料の作成と効果的な活用

- ① 人権・同和教育を推進するための啓発事業として、資料・報告書等を作成し、それらをもとに教材化を図りながら、人権・同和問題に関する学習活動を促進します。また、災害・感染症発生時等における人権侵害には、迅速な啓発資料等の作成に努めます。
- ② 人権啓発教材・資料については、その使用目的や対象に応じて、内容の充実に努めます。
「差別の現実深く学ぶ」視点を大切にして、個々の事象の要因、背景を分析した上で、その教材化に努めます。

Ⅲ．地区別懇談会（人権尊重と部落解放をめざす地区別懇談会）の効果的な推進と内容の工夫

- ① 地区別懇談会を地域における啓発活動の中核とし、人権・同和問題の理解を深め、差別解消に向けた学習と、暮らしや地域の課題に結びつく効果的な学習を研修内容や開催方法・教材等を工夫しながら展開します。

- ② 地域の社会同和教育推進員をはじめ、行政の同和教育啓発推進協力員、地区別懇談会講師団等の研修機会を確保し、綿密な打ち合わせを元に、実りある地区別懇談会とします。
- ③ 市民が「一人ひとりがまず一歩！ 差別を「なくす」行動を！」を合言葉に行動できるような手法・内容を工夫します。

4. ひだまりの家を拠点にした教育の充実および近隣地域との交流の促進

- ① 地域総合センターとしてのひだまりの家を拠点にして、市民のニーズに根ざした教育文化活動の充実及び教育力の向上を図ります。
- ② 近隣地域住民間の交流を活発にし、自立・連帯意識の高揚を図ります。
- ③ 自主活動事業等を通して、対象地域児童生徒の生活・学力の向上及び将来に展望が持てる進路保障の充実を図ります。

5. 学校・園の人権・同和教育の充実

- ① 園児児童生徒の実態を踏まえ、あらゆる教育活動の中で、意識的、計画的に人権尊重を心に刻む実践を深め、園児児童生徒が日常生活の中で人権尊重の精神を具現していく実践力を培います。
- ② 保育園・幼稚園・幼児園・小学校・中学校・県立学校等の連携に努め、一貫した取組を図ります。
- ③ 人権教育地域ネット事業・学区運営委員会の取組を通して、地域・PTA・学校・園が連携を深め、人権教育・啓発の充実を図ります。

6. 企業内における人権・同和教育の推進

- ① 企業内における人権・同和教育を推進するため、企業への訪問活動や研修会の開催を通して、企業内の人権・同和教育推進担当者である「事業所内公正採用選考・人権啓発担当者」への教育啓発を継続して行います。
- ② 事業所人権教育推進協議会活動が、より自主的な運営が行えるよう支援をするとともに、人権・同和教育の取組を通して会員事業所相互の反差別に向けた連帯意識の構築をめざします。

7. 市民参画のつどい、研修会等の設定

- ① 人権・同和教育推進協議会等、啓発にかかわる関係機関が、自主的・主体的に啓発活動することができる体制を確立するよう、支援します。
- ② 学習者自身の身近な問題と結びつく教材を提示しながら、グループ討議を通して学びあう学習の場を創造します。

8. 行政職員・教職員の責務と自覚

- ① 行政職員および教職員は、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすため、その地域の実情に応じ、必要な教育及び啓発を行うことができるよう啓発活動推進のための主体的力量を高めます。
- ② 行政職員・教職員として不断の自己啓発と自己研鑽に努め、各所属研修の充実を図ります。また各職場で不合理なことを指摘できる感性と言動がとれるような実践力を身につけます。

IV. 具体的な推進方法

2020（令和2）年8月に実施した住民意識調査の分析結果を見ると、部落差別（同和問題）解決への消極的な姿勢として「部落差別問題学習は、部落差別を知らない人にまで知らせることになり、差別を広げている」（41.6%）や「部落差別は、大げさに取り上げるものでもない」（38.6%）といった回答がありました。こうした姿勢は、これまでの意識調査にも見られた課題であり、部落差別（同和問題）に関しての正しい理解と認識の啓発がなかなか進んでいないことを意味しており、引き続き、教育・啓発のあり方を問わなくてはなりません。これは部落差別（同和問題）を自らの問題として、また、人間（ひと）としての生き方とつなげて考えていないことによるものであり、これらの要因が部落差別（同和問題）を温存助長し、解決を遅らせてきたとも言えます。さらに、インターネット等の情報化の進展に伴い、ネット社会が差別・偏見を助長している現状があります。

そこで、これらの要因をうち崩すための地区別懇談会・学習会・講演会等のより一層の工夫が求められるところです。また、市民の学習意欲を喚起し、意識変革を迫るには、身近な問題となったインターネット上の差別事象や、生活の中にある不合理な問題や土地差別、結婚差別問題等と結びついた学習内容を提起し、繰り返し積み上げることが必要です。このために、計画的、継続的に同和問題解決のための学びあいを推進しなければなりません。

1. 5年間の啓発目標の設定

《めざす姿》

～ 一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、

差別や偏見のない住みよいまち ～

都市化が進むにつれて、人々は地域社会へのかかわりが少なくなり、人々の心のつながりが希薄化しています。私たちは、日々ふれあい、コミュニケーションを通して、自然に心が通いあい、互いに信頼し、敬いあう心が生まれてきます。そのためには、市民が自分の大切さとともに他の人の大切さを認める人権感覚や個の尊厳を貴び人権を尊重するという精神を基盤に、自由に意見を出しあう、自主的、主体的な地域活動が求められます。

「第五次輝く未来計画」（人権・同和教育推進5カ年計画）は、未来に向けて輝くものとして、私たちの足跡をより確かなものとしていくために「一人ひとりが互いの人権を尊重し、差別や偏見のない住みよいまち」にしていくことをめざすものと考えます。

このため、教育啓発活動においては、部落差別（同和問題）の解決を重要な柱と位置づけ、女性や子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等、すべての市民が、人間（ひと）を

尊ぶという精神に支えられ他者との実りある共生の中で、人間（ひと）として満ち足りた生活を営むことができるように、市民が成熟した真のコミュニティづくりに取り組むよう心がけなければなりません。

「認め合おう お互いを 広げよう つながりを 深めよう 学びを」

- ・ 相手を理解する心、尊重する心を大切にする
- ・ 人と、地域とつながり、人権の輪を広げる
- ・ 差別の現実を学び、人権・同和問題を正しく理解する

《構想図》



2. 具体的な啓発の進め方

《人権・同和教育啓発の合言葉》

一人ひとりがまず一歩！ 差別を「なくす」行動を！

(1) 啓発の在り方

- ① 住民にとってわかりやすい啓発をするために、次の点に留意します。
 - ア 研修意欲がわく啓発
 - イ 自らが気づき、考え、行動する啓発
 - ウ 楽しくて共感できる啓発
 - エ 「来てよかった」と思える啓発
 - オ 「次は、あの人も誘いたい」と思える啓発
- ② 地区別懇談会の効果的な推進を図るために、差別の現実には深く学ぶ視点で内容・方法を工夫改善し、行動へとつなげるように研修を実施します。

(2) 啓発実践の方策

- ① 社会同和教育推進員と同和教育啓発推進協力員が連携し、地域の実態に応じた地区別懇談会を開催します。
- ② 事前打ち合わせが地区別懇談会では重要であることから、社会同和教育推進員を中心に、講師・推進協力員が十分な打ち合わせができるよう、学区ごとの協働体制を整えます。
- ③ 地区別懇談会の説明会では、該当年度の重点課題を明らかにし、懇談会の形態や規模等の工夫ができるよう、参加者自らが十分意見交換できる雰囲気づくりに努めます。
- ④ 地区別懇談会への参加についての周知を工夫します。
- ⑤ 幅広い啓発活動をめざし、学校・園・PTA・コミュニティセンター等のあらゆる場で、部落差別や障がい者・外国籍の方等に対する差別等、あらゆる差別の解消に向けて、人権・同和教育の啓発を推進します。
- ⑥ 全教職員の人権感覚の高揚と推進体制の確立を図るため、学校・園訪問を実施します。また、学校・園での人権・同和教育の学びを確かなものにするため、地域・家庭への啓発に努めます。

- ⑦ 市民対象の研修会や講演会等を企画運営します。
- ⑧ 栗東市人権教育研究大会での学校教育分野と社会教育分野の交流を通して、相互の高めあいと広がりを図るとともに、各種のつどいや研修会の場においても、日々の差別をなくす実践の発表ができるような機会を設けます。
- ⑨ 人権・同和教育推進協議会等において、会員の主体的な活動により、教育・啓発活動の充実を図ります。
- ⑩ 市民の人権意識を向上させるため、人権教育地域ネット事業・学区運営委員会を組織する学校・園・地域・家庭が連携を深め具体的な活動の展開を図ります。
- ⑪ 企業内における研修の必要性を経営者や事業所内公正採用選考・人権啓発担当者らが認識し、企業の社会的責任として人権同和問題の解決に取り組むよう図ります。
- ⑫ 市のホームページ等、あらゆる機会を通して「第五次輝く未来計画」の広報活動を行い、人権・同和問題についての正しい理解と認識を深めます。
- ⑬ 「十里まちづくり事業」についての理解を深めるため、ひだまりの家等において研修の機会を増やし、地域との連携を深めます。
- ⑭ 市民による啓発講師団の養成や人権文化を高める各種啓発手法の研究を推進します。